

# 高知市津波避難ビルガイドライン

平成 30 年 10 月改訂

令和 2 年 4 月改訂

## 1 総則

### (1) 目的

本市は次期南海トラフ地震において、地震発生に伴う甚大な津波被害が懸念されており、地震発生から浸水までの時間が短く、安全な高台までの避難が困難と想定される地域が存在する。今後の高齢化の進展を考慮すると、より迅速に、安全に避難する場所を確保する事は、市民の安全を守る上で必要不可欠である。

本ガイドラインは、避難対象地域に存在する一時的な避難施設である津波避難ビルを指定する際の要件、選定プロセス等について定めると同時に、指定された津波避難ビルに避難する地域住民と、対象となる施設で生活する市民等とが円滑な関係が保てるよう、事前に行動指針を定めることを目的として策定したものである。

津波避難ビルの指定は、津波が襲来する場合においても市民を迷いなく行動させ、ひいては地域全体の防災に貢献するものと考えられる。

### (2) 修正

本ガイドラインは、被害想定等の状況変化に合わせ、必要に応じて適宜修正を行うものとする。

## 2 津波避難ビルの定義

津波浸水予測区域内の市民が、南海トラフ地震等によって発生する津波の衝撃や、浸水した水から身体を守るため、地震発生から、浸水が解消し、地上を安全に歩行できるまでの期間、一時的に高所に避難するための人工構造物とする。

## 3 構造的要件

津波避難ビルを指定する際は、以下の要件を満たすものとする。

ア 4階（3階屋上）以上の高さの建物又は高さ 10m以上の建物とする。ただし、津波避難可能区域（※）の外にある区域等、特別な事情がある場合は、津波浸水深から 3 m以上の高さに避難場所が確保できる建物についても対象とすることができる。

イ 構造は、RC（鉄筋コンクリート造）又は SRC（鉄骨鉄筋コンクリート造）構造を基本とする。ただし、津波浸水想定、地域の状況等によっては S（鉄骨造）他の建物も認めることができる。

ウ 昭和 56 年に施行された新耐震設計基準施行後に建設された建物を対象とする。

ただし、新耐震設計基準施工前に建設された建物であっても、耐震診断又は耐震工事により、新耐震設計基準に準じ、地震に対する安全性を確保する建物についても対象とすることができる。

エ 津波浸水想定を設定する際に想定した津波に対して安全な構造方法等を定める件（平成 23 年国土交通省告示第 1318 号）を基に一定の安全性が確認できた建物を対象とする。ただし、高知県危機管理部南海トラフ地震対策課が整理する津波に対する構造的な安全性を優先的に調査する建物を抽出するための検討資料（平成 30 年 9 月 25 日付事務連絡）を参考に津波に対して一定の安全性が確認できた建物についても対象とすることができる。

※ 津波避難可能区域とは、「津波避難ビル等を中心に想定収容人数に相当する人口エリアを円で囲んだ区域」、若しくは「避難可能距離（（津波浸水予測時間－15）×36m/分）を半径とし、円で囲んだ区域」のいずれか小さい方の区域を指す。ただし、当該区域が半径 500m を超える場合、津波避難可能区域は、500m 程度を半径とし、円で囲んだ区域を最大とする。

#### 4 位置的要件

平成 24 年 12 月に高知県が発表した「南海トラフ地震による震度分布・津波浸水予測」の本市の津波浸水予測図（資料 1）による津波浸水予測区域内及びこの区域付近の建物とする。

#### 5 津波避難ビルの選定

- (1) 構造的要件と位置的要件のすべての項目と合致した建物を対象とすることができる。
- (2) 構造的要件のすべての項目と合致した建物であっても、屋上を避難場所とする場合の転落防止柵（1.1m 以上）の有無等、安全性を確認した結果、津波避難ビルに適さないと判断した場合には選定しない。

#### 6 津波避難ビルの指定に係る交渉

- (1) 津波避難ビルは、地域住民にとって一時避難場所となるため、原則として、自主防災組織や町内会、町内会連合会等の地域住民組織と施設管理者、高知市の 3 者による交渉であることが望ましい。
- (2) 交渉時に確認すべき事項は次のとおりである。
  - ア 所有者あるいは施設管理者名
  - イ 施設内において可能な一時避難場所(廊下、階段、屋上等)
  - ウ 一時避難場所の総面積
  - エ 特にマンション等施設においては、管理者と施設の住民との認識の相違が見られる

可能性もあるため、施設の住民の意見を代弁できる代表者の確認を行うとともに、交渉時には立会いを求める事が望ましい。

## 7 津波避難ビルの指定

- (1) 地域住民、施設管理者の間で合意が得られた後、津波発生時における緊急避難場所としての使用に関する協定書を締結し、指定を行うものとする。(別紙1-1, 別紙1-2参照)
- (2) 施設には、その施設が津波避難ビルに指定されている事を示す表示板を掲示する。その際、津波避難ビル開設時に立ち入りが可能となる場所を明記する。

## 8 津波避難ビルとして使用する場合の留意点

- (1) 津波避難ビルとしての使用は、南海トラフ地震等とみられる大規模地震の発生時や、遠地津波等によって大きな被害が生じる可能性が明らかな場合とする。
- (2) 解錠方法については、施設管理者等との事前確認を行うものとする。

## 9 周知、啓発等

### (1) 周知

ア 指定された津波避難ビル及び避難路・避難経路については、津波避難ビル個票、地区別津波避難計画書及び自主防災組織等が作成する防災マップなどを用いて的確に市民へ周知できるよう努める。

イ 市は、津波避難ビルを指定した場合には、ホームページ等を利用して市民に対して周知を行うものとする。

### (2) 啓発

ア 市は市民に対して、津波避難ビル指定の目的を周知するための広報、協力を行うものとする。

イ 市は市民に対して、津波避難ビルにおいて、施設管理者と施設に避難する住民の双方が迷いなく、秩序ある行動ができるよう呼びかけを行うものとする。

《別紙1-1：津波避難ビル協定書雛形（施設所有者，市 2者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）は，南海トラフ地震等による津波が発生し，又は発生するおそれがあり，地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに，乙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて，次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は，乙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビルとして，地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地
- (2) 所有者
- (3) 名称
- (4) 構造等 造 階建
- (5) 使用場所 屋上 合計 m<sup>2</sup> (約 人収容)

2 甲は，対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は，あらかじめ乙の承諾を得るものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は，緊急に避難が必要な津波が発生し，又は発生するおそれがある時から，乙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲は，対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は，無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲は，使用期間を終えたときは，対象施設を原状に回復（地震，津波等の災害により損傷した部分を除く。）しなければならない。この場合において，地域住民等が避難をしたことによって対象施設に損傷を与えたことが明らかな箇所がある場合は，その

回復に要する費用は甲が負担する。その他については、甲乙で協議して定めるものとする。

(損害賠償責任)

第6条 乙は、対象施設が津波避難ビルとして使用中の期間においては、当該対象施設内において発生した地域住民等に係る事故その他の損害に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による場合には、この限りではない。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第7条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定したときは、原則として、それを表示する看板を対象施設に設置し、甲のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協定の有効期限)

第8条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙いずれか一方が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、甲が新所有者と協定を締結した場合は、乙との協定は終了するものとする。

(協議事項)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 高 知 市  
代表者 高知市長

乙

《別紙1-2：津波避難ビル協定書雛形（地域住民，施設所有者，市 3者協定）》

津波発生時における緊急避難場所としての施設の使用等に関する協定書

高知市（以下「甲」という。）と〇〇防災連合会（以下「乙」という。）と××（以下「丙」という。）は，南海トラフ地震等による津波が発生し，又は発生するおそれがあり，地域住民その他避難を要する者（以下「地域住民等」という。）が緊急に避難しなければならないときに，丙が所有する施設を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて，次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 丙は，丙が所有する次に掲げる施設（以下「対象施設」という。）を津波避難ビルとして，地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地
- (2) 所有者
- (3) 名称
- (4) 構造等 造 階建
- (5) 使用場所 屋上 合計 m<sup>2</sup> (約 人収容)

2 甲及び乙は，対象施設に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は，あらかじめ丙の承諾を得るものとする。

（使用期間）

第2条 対象施設の使用期間は，緊急に避難が必要な津波が発生し，又は発生するおそれがある時から，丙及び地域住民等が津波避難ビルとしての役割の終了を確認した時までとする。

（目的外使用の禁止）

第3条 甲及び乙は，対象施設を津波避難ビル以外の目的に使用しないものとする。

（費用負担）

第4条 対象施設の使用料は，無料とする。

（原状回復義務）

第5条 甲及び乙は，使用期間を終えたときは，対象施設を原状に回復（地震，津波等の災害により損傷した部分を除く。）しなければならない。この場合において，地域住民等が避難をしたことによって対象施設に損傷を与えたことが明らかな箇所がある場合は，

その回復に要する費用は甲が負担する。その他については、甲乙丙で協議して定めるものとする。

(損害賠償責任)

第6条 丙は、対象施設が津波避難ビルとして使用中の期間においては、当該対象施設内において発生した地域住民等に係る事故その他の損害に対する一切の責任を負わないものとする。ただし、丙の責に帰すべき事由による場合には、この限りではない。

(相互協力)

第7条 乙及び丙は、津波による避難時に地域住民等や施設入居者の状態に応じて相互協力できるよう、日頃から交流及び情報交換を行うよう努めるものとする。また、南海トラフ地震等が発生した際には、当該地域に在住しない人々に対しても地域住民と同様に扱い、一人でも多くの命を守ることができるよう努めるものとする。

(津波避難ビルの表示及び公開)

第8条 甲は、対象施設を津波避難ビルとして指定したときは、原則として、それを表示する看板を対象施設に設置し、甲のホームページ等を用いて市民に対して周知するものとする。

(協定の有効期限)

第9条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙丙のいずれかが文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、甲が新所有者と協定を締結した場合は、丙との協定は終了するものとする。

(協議事項)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙丙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 高 知 市  
代表者 高知市長

乙

丙

資料1：津波浸水予測図（平成24年12月 高知県）

### 6-4 津波浸水予測図 高知市 位置図 (10)

